

# ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書 (平成24年5月16日公表・公正取引委員会)

## 1 調査方法等

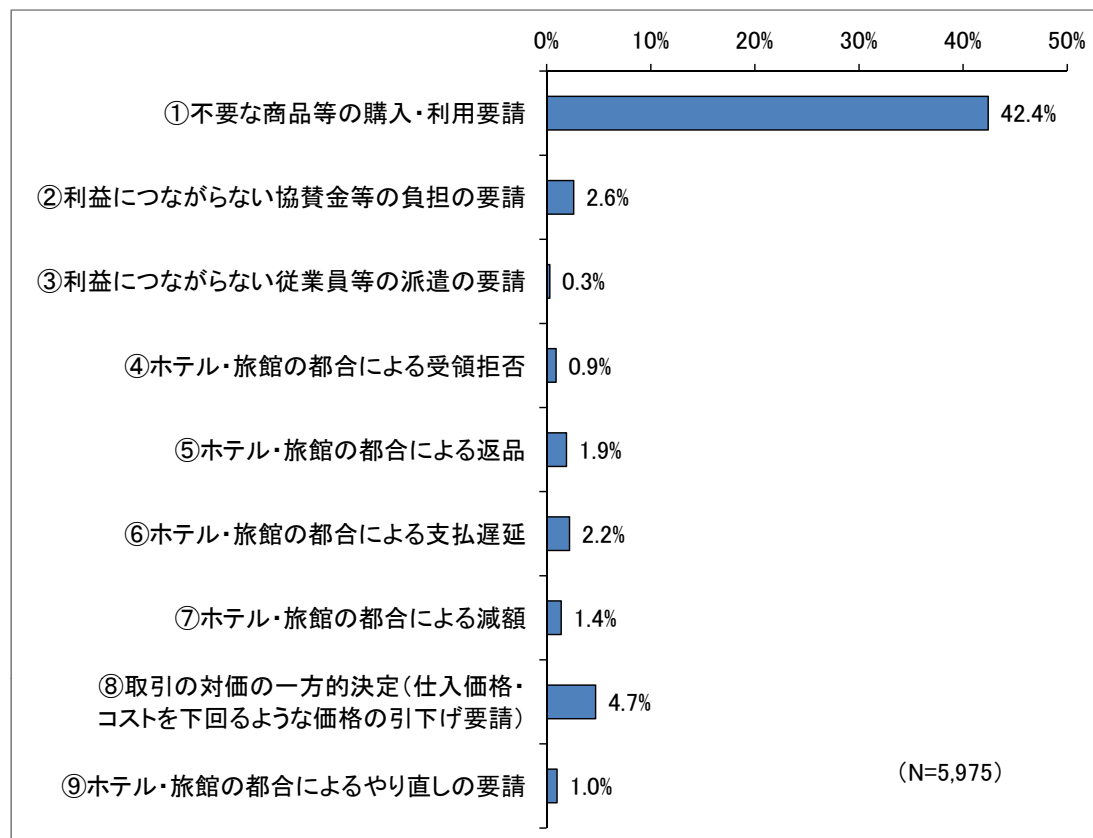
調査対象：	ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供していると考えられる中小企業6,866社
調査対象期間：	平成22年1月～平成23年12月（書面調査） ※ 納入業者29社からヒアリングを実施
調査項目：	年間取引高上位5位までの各ホテル・旅館（取引先ホテル・旅館が5に満たない場合は全て。）とのそれぞれの取引における、優越ガイドラインにおいて優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為について調査 → 回答数5,975

<書面調査の回答状況>

発送数(A)	回答数(B) (回答率B/A)	調査対象納入業者数(C) (C/A)
6,866社	2,479社 (36.1%)	1,625社 (23.7%)

## 2 調査結果

行為類型別に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた取引の割合を比較すると、「不要な商品等の購入・利用要請」があった取引の割合が42.4%と他の行為類型に比べて圧倒的に高い



## 3 ホテル・旅館において必要な取組

ホテル・旅館は、納入業者に対して優越的地位の濫用につながり得る行為を行っていないかどうかを、優越ガイドライン及び本調査結果を参照して、早急に確認

**優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた場合には、早急にそのような行為を取りやめ、自主的に改善を図る**

購入・利用強制では、次のような行為を行っていないか確認

- ① 今後の取引に影響すると受け取られるような要請をすることにより、商品・サービスを購入・利用させていないか
- ② 購買担当者、料理長等の納入業者との取引関係に影響を及ぼし得る者が購入・利用を要請することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか
- ③ 組織的又は計画的に購入・利用を要請することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか
- ④ 購入・利用する意思がないとの表明があった場合、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められる場合に、重ねて購入・利用を要請することにより、又は商品を一方的に送付することにより、商品・サービスを購入・利用させていないか
- ⑤ 業者会を通じて実質的に商品・サービスを購入・利用させていないか

他の行為類型についても、優越ガイドライン等を参考に確認